

## 三世代同居・近居住宅を取得する方へ

### ～不動産取得税の軽減措置のお知らせ～

福島県では、子育て支援策の一環として、子どもや孫を育てやすい環境の確保に寄与するため、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、申請により住宅に係る不動産取得税の一部を軽減いたします。

#### 取得の期間

◇平成29年4月1日から令和13年3月31日までに一定の要件を満たす住宅を取得した場合に対象となります。

#### 取得の要件

◇三世代以上の方が『同居』する場合

住宅を取得した日において、取得者及び18歳未満の方を含む三世代以上の直系親族※<sup>1</sup>の方が、取得した住宅に居住すること。

◇三世代以上の方が『近居』する場合

住宅を取得した日において、取得者及び18歳未満の方を含む三世代以上の直系親族※<sup>1</sup>の方が、取得した住宅及び近居する住宅※<sup>2</sup>に居住すること。

※1 直系親族とは、取得者、その父母、祖父母、子、孫などをいいます。

直系親族の他、取得者の3親等内の親族の方も対象となります。

※2 近居する住宅とは、取得した住宅の敷地からの直線距離が2km以内にある住宅をいいます。

距離については地図の誤差等がありますので、地方振興局県税部へ御相談ください。

#### 軽減の内容

◇取得した住宅に係る不動産取得税の税率が2分の1（3%→1.5%）となります。

※ 軽減額が30万円を超える場合は、30万円が軽減額の上限となります。

#### 申請期限等

◇住宅を取得した日から60日を経過する日までに、申請に必要な書類を住宅の所在地を担当する地方振興局県税部に提出してください。

※ 申請に必要な書類は、「裏面」をご覧ください。

#### ご注意ください！

◇福島県内の住宅を取得した場合に限ります。

◇取得した日において三世代を形成していることが要件となります。

◇中古住宅の場合は、原則として、昭和57年1月1日以後に新築された住宅が対象となります。

それ以前に新築された住宅は、新耐震基準を満たしていることなどの要件を満たす必要があります。

◇物置、車庫などの附属家屋に係る不動産取得税は軽減対象となりません。

◇取得した住宅の敷地（土地）に係る不動産取得税は軽減対象となりません。

◇三世代以上の方とそれ以外の方が共同で取得した場合は、持分により軽減されます。

◇ご不明な点などがありましたら、裏面の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

申請に必要な書類

- ☐ 不動産の取得に関する申告書（県様式）

☐ 不動産取得税不均一課税申請書（県様式）

☐ 取得した住宅の登記事項証明書等

☐ 18歳未満の者を含む三世代以上の親族であることが確認できる戸籍全部事項証明書（謄本）等

☐ 同居・近居していることが確認できる住民票等

☐ 【近居のみ】取得した住宅と近居住宅の距離が確認できる地図等（縮尺が表示されているもの）

☐ 【併用住宅の場合】平面図

☐ その他不均一課税申請に必要な書類

※ 福島県ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

◇ご不明な点などがありましたら、住宅の所在地を担当する地方振興局県税部又は県庁税務課へお問い合わせください。

| 名 称             | 所 在 地                          | 電 話 番 号      | 担 当 区 域                      |
|-----------------|--------------------------------|--------------|------------------------------|
| 県北地方振興局<br>県税部  | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎  | 024-521-2694 | 福島市・二本松市・伊達市・<br>本宮市・伊達郡・安達郡 |
| 県中地方振興局<br>県税部  | 〒963-8540<br>郡山市麓山1-1-1        | 024-935-1254 | 郡山市・須賀川市・田村市・<br>岩瀬郡・石川郡・田村郡 |
| 県南地方振興局<br>県税部  | 〒961-0971<br>白河市昭和町269         | 0248-23-1517 | 白河市・西白河郡・東白川郡                |
| 会津地方振興局<br>県税部  | 〒965-8501<br>会津若松市追手町7-5       | 0242-29-5254 | 会津若松市・喜多方市・<br>耶麻郡・河沼郡・大沼郡   |
| 南会津地方振興局<br>県税部 | 〒967-0004<br>南会津町田島字根小屋甲4277-1 | 0241-62-5214 | 南会津郡                         |
| 相双地方振興局<br>県税部  | 〒975-0031<br>南相馬市原町区錦町1-30     | 0244-26-1125 | 相馬市・南相馬市・<br>双葉郡・相馬郡         |
| いわき地方振興局<br>県税部 | 〒970-8026<br>いわき市平字梅本15        | 0246-24-6033 | いわき市                         |
| 総務部税務課          | 〒960-8670<br>福島市杉妻町2-16 県庁本庁舎  | 024-521-7068 |                              |

様式ダウンロードはこちら

福島県 税務課のホームページ

福島県 三世代同居・近居住宅

検索

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/sansedai.html>)



「不動産取得税」とは？

不動産取得税は、登記の有無や有償・無償又はその原因（売買、贈与、交換など。ただし、相続は除く。）にかかわらず、不動産（土地・家屋）を取得した方に、その取得ごとに一度だけ納めていただく都道府県の税金です。